

### 申 15号

## 社員の多様な働き方のさらなる推進に関する解申し入れ提出!

2020年12月24日に、これまでの延長線上にとどまらない多様な働き方を一層推進し、社員と会社の持続的成長を図っていく必要があることから、乗務員の指導等を行う社員、支社等企画部門社員及び当務主務の社員について短時間行路以外の行路にも乗務を可能とする提案を受けました。

今回の内容は、これまで一部の時間に限定し運用してきた乗務範囲を拡大するというものですが、短時間行路以外の行路への乗務及び支社等企画部門社員の対象者の枠を広げるにあたって、これまでの成果と課題等を明らかにした上で、安全面や教育面、更には要員需給等の考え方について明確にすることが必要であると言えます。組合員からは、「何年も乗務していない人を改めて乗務させる必要があるのか」「多様な働き方を推進する反面、安全を軽視しているのではないのか」「安全を確保するためには、教育期間をしっかりと定める必要がある」「対象者の負担が増えるのではないのか」「今後、本線乗務員の人数が減らされるのではないのか」「今施策を推進することで希望していない本線乗務員の異動に拍車がかかるのではないのか」「対象者の意見を聞くことも重要だが乗務員の意見をもっと聞くべきだ」など、疑問や不安の声が多く出されています。

とりわけ、組合員の不安を払拭させることはもとより、教育の在り方や具体的な運用方法、更には想定される課題等について共有し認識の一致を図ることが重要であると考えます。

本部は、申 15号として本日、会社に申し入れを提出しました。

1. 平成 31 年 3 月に実施した乗務員勤務制度の見直し以降における多様な働き方と効率性の成果と課題について明らかにすること。
2. これまでの延長線上にとどまらない多様な働き方とは何か明らかにした上で、今施策を実施する目的と必要性について明らかにすること。
3. 対象者の選定基準及び発令する箇所や期間等の考え方について明らかにすること。
4. 今施策の実施に伴い想定している対象者数や行路数を明らかにした上で、標準数の算定基準について明らかにすること。
5. 今施策を実施するにあたり安全に対する認識を明確にした上で、必要な教育等の具体的な考え方について明らかにすること。
6. 実施日を令和 3 年 4 月 1 日とした理由について明らかにすること。

## 今施策で安全性は果たして保たれるのか!